會學濟經學大國帝都京

號四第卷十五第

月四年五十和昭				
外國雜誌論題附錄	東西經濟思想の相似性	がまべる。十九世紀の方法的意識 期間分析と均衡概念	戦時物價對策の再出發	支那の永小作制度
	經 濟 濟 學 學 士 士	經 經 經 濟 濟 學 學 學 士 士 士	經 法 學 博 士	經 交 學 博 士 士
	穗 德	出 青 堀	谷 神	八高
	積 永	口山江	口戶	木 田 芳
	文 清	勇 秀 保	吉 正	之保
	雄 行	藏 夫 藏	彦 雄	助馬

五〇

戰 時物價對策の再出發

谷 П 古

彦

日次 рg 金融對策および財政對策

低物價策と增産政策

生産力擴充と低物價策

丑 =

公定價格制の再檢討 Ξ 物資對策と國家補償

低物價策と增產政策

來のまゝの物價對策では、もはやその效果を期待することは出來す、こゝで再び新たな出發を試みねばならぬこ 何としても物價對策の效果と言はねばならぬ。たゞ戰時體制の永續すると共に、種々の情勢の變化のために、從 ケ年も續けながら、物價は姑らく藺相場を別にすれば、著しき騰貴を來たすことなくして、今日に至つたことは、 には多くの錯誤もあり失敗もあつたが、併し根本的には決して誤つた政策ではなかつた。これだけの大戰爭を三 らぬことは周知の通りである。それは必ずしも從來の物價對策が全く失敗に歸したからではない。 吾國の戰時物價對策は、もはや從來のまゝでは殆んど行詰りに逢着して、こゝで何等かの轉換策を考へねばな なるほどそこ

は或程度に之を緩和すべきか、卽ち再出發の根本方針または方向の問題である。 何よりも根本的の問題は、今日における物價對策の再出發は、 従來の低物價策をます~~强化すべきか、 弘化策が緩和策かの問題は、 また 物

とゝなつた。本論は事らこの再出發の内容を檢討せんとするものである。

價對 |策の現段階における分岐點をなすものであつて、 一の一部ことに産業界においては、 物價緩和策が極めて有力に唱へられてゐる。 而 かも戰時物價對策における最も重要な根 また政府當局も 本問題である。 適 Æ 格

はれた物資不足の事實に基いて、低物價政策と物資增産政策との矛盾にある。 名において、 幾分の緩和を試みんとするかに思はれてゐる。 物質緩和策の根據とするところは、 この主張に從へば、 最近わが 玶 論 的 戜 \sim 现

ĸ

生產力擴 充または物資増産を行はんとすれば、 物資の増産を計るが如きは、 物價を引 矛盾も甚だしい考へであるといふ。 上げるかまたは低物質を緩和 せねば また之を現實につい なら

卽ち低物價の て見るも、現に今日わが 低く抑制しておきながら、 ために物の 囡 生產・ の直 |面してゐる生活物資の不足は、まさにこの矛| 配給が阻害されたからであると主張する。 併しながら吾々はこの 盾 0

今日 して

の場合では、

たとひ物の價格を引上げたところで、

第一に、

そのまし

ĸ

は行はれ

す、

すでに他の機會に論ぜる如く、

П

肖 K

由

に得られず、

第四に、

貿易統制のために國内價格を引上げても輸入は自由に増加しない。

戦時物價對策の再出發

原料統制または不足のために原料

材料は自由に得られず、

第三に、

自由經濟の することは出來ない Ø き統制 ĸ 下に 理 經 論上の問題として、 湾 おいて、謂はゆる價格機構がそのまゞに行はるゝ場合には、 で下 ic おいて、 ことに戦時統制經 物資の増産を計るためには、 一齊の强力に行はれてゐる場合に 物價を引上げ 決して誤謬ではない。 ねばならぬ 現實に曝露したものに外ならぬ。 は 自 <u>اح</u> اح [由經濟 <u>ふ</u> 理 論 種の主張に贊成 Ø 價 然しながら今 は 格機 なる 構

それは言はド半身不髓の狀態に痲痺してゐる。 資金統制のために增産は自由に許されず、 **勢働統制または不足のために勞働力は** 第二 卽ち は決 ほど

ΝÀ 莊 第四 號

第五十卷

Ħ.

かくの如き事情

O

下化

戦時物價對策の再出 第五十卷 , [편] 五四 第四號

ħ.

たとひ物價對策を緩和したところで、それだけでは決して物資の增産を期待することは出來ない。

そのまくに行はるくが と生産力擴充との矛盾を指摘するが如きは、 第二に、之を現實の問題として見るも、 如く誤解せる結果である。 なるほど今日は石炭・木炭・マツチ・ 今日の如き統制經濟の時代において、依然として自由經濟 砂糖その他の生活品 は 0

現實

果

Ø

珋 低

論

物價

生産者が損失を蒙り、 して低物價策のために不足を來たしてゐるかどうか、 市場に不足してゐる。 また金屬類、 そのためにその物の生産を停止または縮減して、その結果としてその物の不足を來た 純綿類の如きは早くより不足してゐる。 詳言せば公定價格その他の低物價策のために、 併しながら是等の物査の不足は、 是等の物

物質のために企業が赤字となり、 と言ふことが出來る。 ゐるかどうか、多くの物の中には斯くの如きものも一二はあるかも知れぬ。 今日の物の不足は、 そのために生産を停止して物の不足を來たしてゐるが如きもの 周知の如く第一には原料・材料の不足より來り、 併し吾々の知る限りにおいては、 第二には動 ιţ 殆んど無 Ĵ 勞力 偃

につき一々詳細なる原因を論述する餘裕はないが、 の不足より來り、 第三には圓ブロ ツクその 他への輸出過剰より來れるものが大部分である、 例へば最も根本的なる石炭不足の如きも、 ح その原因は主とし 1では個 Æ Ø 物 賌

て勢働の不足と物資の不足と運輸の不足とより來り、炭價の低きがために石炭不足を來たしてゐる部分は極めて

少ないと言はれ かくの如き現實を直視しては、たとひ價格を引上げまたは物價對策を緩和したところで、 物資の増産が現はれ

て物の不足が解決されるとは思はれない。 たとひ價格を引上げたところで、 原料は廻らず勢働は得られ

ず電力が

唱へら りとせば、それは生産者または産業家の利益を代表するものに外ならぬ。 來ない様では、 れるのは、 今日 一はかくの如き理論と現實とを認識し得ざる無知より來るか、 の物の不足は解決しうるものではない。 それにも拘らず、 物質緩和策によりて得らるゝ結果は 今日 或は之を知りて主張するものあ わが國の一部に物價緩 策 Ø

物資の増産にあらずして、生産者の利益増大の外にはないからである。

ことである。 のもある。 の制限を緩利して、國民生活の安定を計る方が、却つて戰時體制を强化する結果となるではないかと思はれるも むろん吾々も今日の物資不足をもつて滿足するものではない。生活必需品に闘する限りでは、今少し民需物資 **併しながら根本的には、** これだけの大戦争を三ケ年も續けながら、 戦時體制における物資不足ことに生活物資の不足は、 平時と同じ物資の潤澤を享樂しやりなど」は、 初めから豫定されたる 根本的

までは殆んど平時と大差なき生活を續けることは出來たが、併し今後の長期戰爭および長期建設においては、

元來わが國民は從來あまりにも物の潤澤に惠まれて、物の恩惠を知らずに來てゐる。たま ~ 今日の物資不足

に直面して、

初めて物の恩惠を體得するの機會を恵まれた。

之はわが國民の經濟生活に對する試練であり

敎訓

程度に物の不足を來たすことは寔に已むを得ない。

誤謬である。

幸に吾國には生活物資は比較的に豐富であり、

また多量のストツクが到る所に存在したから、

今日

ĸ

或

すものでもない。吾々にこの程度の物資不足に狼狽して、直ちにその結果の期待されざる物價緩和策に徴成すべ ある。 かくの如く考ふれば、今日の生活物資の不足は、何ら困難なる問題でもなく、また何ら吾國の經濟力を示

きではない。物資の不足は自ら別問題として別に考究さるべく、そのために低物價策を犧牲に供すべきではない。

戦時物價對策の再出發

第五十 24 五五五

> 五 ≡

第五

四五六

第四號

生産力擴充と低物價 策

之が遂行を期すべきものと考へられて來た。之に對しては今日まで未だ何人も批判を加へ、 るものはなかつた。今日もなぼ大體は此の考へ方が支配的であると言へる。そこで低物價策を緩和せんとする一 生産力擴充政策はすでに準戰體側以來、吾國における至上命令の一つとして、他の何ものを犧牲に供しても、 または疑問を提出す

前 産力擴充策と矛盾すると主張することによつて、低物價に對する國民の信念を動搖せしめんとしつゝある。之は 部 第一に、 :の問題に劣らず重要な根本問題であるから、物質對策の再出發に當つて、十分に檢討を加へておかねばならぬ。 の論者は、 生産力擴充策はその質質においては、言ふまでもなく軍需生産力の擴充であつて、 直ちにこの點を捉へて、 低物價はたゞに生活物資の不足を來すのみならず、 吾國の至上命令たる生 民需生産力の擴充

ろん世俗にはこの自明の理さへ辨へずして、 從つて今日の低物價策が生産力擴充策と矛盾するとの説によつて、 生産力擴充策によつて、 直ちに國民の生活品が豐富となるか 何等か今日の生活物資の不足と結び Ø

ではない。これは準戰體制または戰時體制の要請より來る必然の結果であつて、最初より自明のことである。

t

そこで民需品の價格を引上げたところで、そのために軍需品の生産力が擴充される道理はない。 和策か强化策か の岐路に立つ物價對策は、 むろん軍需品にも關聯はあるが、 直接には寧ろ民需品の價格である。 寧ろ反對に民需

つけんとするが

如きものも無いではないが、

併し問題は全く別ものである。

何れ

にせよ現に問題となつてゐる緩

の價格引上げは、 逆に軍需生産力の擴充を阻害しつゝある質例が少くない。吾々は寧ろ反對に、 重 常品 Ø 生産

るものである。 力を確保し、 なるほど生産力擴充策は必ずしも理想的の進行を見せてはゐないかも知れない。 之を廉價に豐富に供給しりるためには、 軍需品と同時に民需品の價格をも引下げねばならぬと考ふ 併し之はむろん論者の主張す

るが如き低物價策の故ではない。

等ろ主として物資の不足と勞働の不足と動力の不足より來れるものであること

生産者の正當 資が果して理想的の充足を得つゝあるか否かは、吾々の知り得ざる所であるが、併し軍需品の政府買上げ價格が Ιţ 殆んど周知の事實である。 生産力擴充策は寧ろ將來の物資を増産する計畫であつて、 なる利潤を償ひ得ず、 いま國民の體驗しつゝある物資不足は、 そのために軍需生産力の擴充が阻害されつへありとは、 必ずしも現在の物資を增産しうるものでな むろん生活物資の不足であつて、軍需物 吾々は考へない。

情によるものが多いと思はれる。 結果となるわけである。 か の後においては生産増加となるには相違ないが、併し現在においては、 或る意味では生産力擴充と生産增加とは矛盾する性質を有する。 今日の吾國の物資不足ことに原料・材料の如き生産財の不足は、主として斯くの如き事 例へば工場を建て機械を作ることは、 そのために却つて物資不足を加重する 何年

ಕೃ の生産力よりも、 或は重點主義の名をもつて呼ばるゝ主張も之であつて、多数の生産者が一齊に生産力の擴充に着手して、 寧ろ近き現在の生産増加を 計るべきではないかと言ふ主張の現はれることは 極めて當然であ

そこで從來の生產力擴充策に對して再檢討を加へ、その或ものには寧ろ停止を命ずることによつて、

遠き將

戰時物價對策の再出發

第五十卷 阿里古七

第四號

五五

の主張は、今日では全く正常の璑由あるものと思はれる。之は必ずしも直接に低物價策に關する問題ではないが、 備を極度に利用するか、または最も能率的 Ø ために物資の不足を來たして半途に停止してゐるよりは、 のものに集中して、 寧ろ初めから新たな擴充を中止せしめて、 當面の生産増加を計らねばならぬといふ重點主義 在來の設

寧ろ他の事情によつて阻害されてゐるととを立證する上に有力なる事實である。 第三に、 生産力擴充策が多少でも阻害されてゐるとすれば、それは決して低物質策のためではなく、 尙

併し今日の生産力擴充は、

決して一部論者の主張するが如く、

低物價策によつて阻害されてゐるものではなく、

ほ一つ

産力擴充と生産物増加 ために、 の他の事情によるものである。 期待された資材輸入の阻止されたことも、 <u>ド</u>の 開 K it それは勿論との計畫遂行の途中において、全く豫期せざりし歐洲動亂の勃發した 定の期間を必要とし、 一つの原因には相違ないが、併しそれよりも重要な點は、 從つて多數の生産物または生産過程を一齊に擴大す 生

現實には到底不可能なことである。この場合に最も重要にして且つ現實に可能な方法は、

率に擴大することは不可能であるが、 まづ石炭の生産力擴充に着手して、一 定の期間を經て現實に石炭増産

順序に從つて、

まづ最初の過程より

初めて順次に、

擴大して行かねばならぬ。

例へば石炭も鐵も兵器も、

同時

生產過程

ることは、

現はれる時に鐵の生産力を擴大し、 が、この複雑なる計畫を綿密に確立し、ことに生産過程の前後關係と時間關係を慎重に研究したる後でなけれ る。 むろん實際には斯くの如く、簡單なものではなく、 更に一定の期間を經て鐵の增產される時期に兵器の增産を計るが如き是であ 種々の複雑なる生産関係をすべて 考慮に入れねばならぬ

生產力擴充計

畫は圓滑に遂行さるべき筈はない。

吾國の計畫には是等の點に缺くる所が無かつたとは言へない。

事情をそのましにして、 是等の事情もまた直接に物質對策とは關係はないけれども、 して低物價策がその原因となつてゐるものではなく、 徒らに物質緩和策を採つたのでは、 **殆んどすべき他の諸事情によるものであり、從つて是等の** 必要なる物資は不必要なる方面に流れて行き、 併し今日の原材料の不足や生産力擴充の 阻害は、

决

て生産力擴充をます~~阻害する結果となるであらうことは、之によつて明らかであらうと思ふ。

it

ず、 者の利益を増大するばかりで、 は戦時體制 きおこして、途には之を底止せしむること能はず、 以外に他に適確な方策を樹てねばならぬ。 要するに今日の物の不足は、 般には低物價策のために惹きおこされたものではない、從つて低物價策を緩和したところで、徒らに生産 も崩壊せざるを得ない。 物の不足は決して緩和される筈はない。物の不足を緩和するためには、 消費財たると生産財たるとを問はず、また生活物資たると軍需物資たるとを問 かくては今ま物質緩和を希望してゐる産業家の利益も、 戰時の物價は多少でも之を緩和しては、 惡性インフレイシオンと貨幣價値の暴落を來たしては、 次からくへと物質騰貴を惹 根柢から破壞され 物質對策 結局

物資對策と國家補償

の數量 巾 經濟 や小時經濟では、 Ø 側を閑却した點にある。 尺度をもつて物量を動かすが、 物價をたゞ物價として取扱ひ、 物質や質格は高さであり尺度であるが、 統制經濟や戰時經濟では、 その背後にある物または物質によつて動かさる」 物量や價額は重さであり 直接に物量を動かすでなけれ 量である。

戦時物價對策の再出發

四 五 九 第四號

第五十卷

自

五七

しまふではない か

從來の物價對策の缺陷は、

五八

ば問題は解決され得ない。

れといふ意味ではない。 ど看過されて、 保すること、 般に對して多少の物價騰貴とは比較にならぬ緊迫感を與へるものである。この意味において戰時の生活物資を確 いからである。 にとつてはそれ程に緊迫した問題ではない。 闇相揚や闇取引を姑らく別とすれば、 即ち物の敷量に對する對策は、 之に反して物資の不足ことに石炭・木炭・米・マツチ・砂糖の如き日常生活品の不足は、 たヾ物價を抑へることのみ考へて來たわけである。 物價抑制はどこまでも堅持すると共に、 物價問題は戦時における最も重要な中心問題ではあるが、 物價對策と併行して、最も重要視さるべきに拘らず、今日まで殆ん 一般物價の騰貴率は、まだ~~前の世界大戰當時に比較すべくもな 同時に物の數量對策を徹底せしめねばならぬと それは決して物資確保のために物價緩和を計 併し國民一般 國民一

保は、 必要なる物資の種類と數量に對しては、原材料を確保し勞働を供給して、その必要數量の確保を計らねばならぬ。 價格を引上げることによつて實現しうるものではない。 に物資對策としては、何よりもその生産數量の確保に努めねばならぬ。 國民の生活必需品として、戰時においても絕對に 前にも論ずる如く、今日の生産確

言ふに過ぎない。

況時代に比較すれば、その經營は著しく放漫に傾いてゐるものが多い。專門家の意見によるも一般に今日では企 に價格を引上げるより この場合に若しも政府の公定價格その他の低物價策のために、 らねばならぬ。 は、 今日の如き膨脹時代は、 寧ろまづ第一に、能率の向上・技術の改善・經營の合理化によつて、 企業能率の最も低アせる時代であつて、かの昭和五・六年當時の その生産が生産費を償ひ得ないならば、そのため その生産費の

業能率の向上によつて一、二割の生産費を切下げることは、 企業能率を向上せしめても、 **尙かつ生産費を償ひ得ざる場合に、初めて國家補償の問題がおこる。** さしたる困難ではないと言はれる。そこで徹底

最少限度に行はれねばならない。 低物價と生産確保との矛盾を解決する方策としての國家補償制度は、併しながら種々の條件の下に最も嚴重に、 國家補償の條件は、 第一に、 國家の生産命令の發動したる物資または企業に對

じた損失は、 してでなければならぬ。 國家これを補償すべきは當然である。 國家總動員法の發動によつて、國家が生産を命令したる場合には、 生産命令の發動なくして、生産者が自ら自由に生産したるた その生産によつて生

Ø 國家補償の第二の條件は、 極めて多きに拘らず、 これと生産命令とを結びつけるもの、少いのは何故か、 前述の如く能率の向上・技術の改善・經費の合理化等を徹底せしめて、それ以上の 吾々の理解し得ざる所である。

國家は之を補償する義務を有しないことは極めて明白である。

國家補償を論ずるも

めに生じた損失に對しては、

經營能率を發揮し得ないと認められたる場合の損失を、國家において補償すべきであつて、自ら經營の能率化を 放漫なる經營をつじけながら、 それによつて生じた損失を國家に補償せしむる理由はない。

業は國家補償なくして平均利潤を得られ、弱體企業となるに從つて利潤率は低下し、最も弱體なる企業に至つて、 企業の生産費は、 第三の條件は、 最も優秀なる企業の損失を標準として、國家補償の程度となすべきである。最も優秀なる標準 即ち最低標準生産費であるが、之に平均利潤率を加へて公定價格を決定する時は、 優秀なる企

償は得られないことゝせねばならぬ。 その赤字を國家によつて補償せらるゝわけである、 然らずんば最も怠慢なるものが、最も多くを利益する結果となる危険があ 要は企業家の努力を極度に要請したる後でなければ、 國家補

五九

第五十卷

四六一

第五十卷

るからである。

家の監査または監督を受けねばならぬ。 第四 0 條件は、 **苟も國家補償を得んとする者は、** これを拒否するものは、 その代償として企業の會計または經理について、 國家補償を要求しうる資格を有しない。 嚴重 なる國

簿に利益を隱匿しておきながら、 國家の補償を要求するが如きは、許され得ざる所である。

ら に寬大に潤澤に放出しては、 ることは、 およそ斯くの如きが國家補償に必要なる條件として考へらるゝ所であり、 出來うる限り之を最少限度に止め、生産者を督勵することによつて生産費の引下げを計り、之によつて低物 |國家補償を最小限度に止めて、 これより生ずる弊害を最少ならしめることへな る。 そこからインフレイシオンを誘發して、却つて低物價政策と矛盾する結果となるか 是等の條件を出來うる限り嚴格にす 國家補償を余り

しても、最初に諭ずる如く今日の物資不足は、むしろ原料・材料の不足や勞力・動力の不足から來たものが大部 次に第二の物資對策としては、 物の消費數量を統制せねばならぬ。 たとひ國家補償によつて生産確保を計ると

價と生産確保との矛盾を解決する方策が最も理想的である。

とは出來ない。戰時において之を徹底的に行ふ方法は、切符創當制度の外にはないわけであり、 ることによつて、 するところは、 物の消毀數量を直接に統制するより外に方策はない。平時の自由經濟にあつては、 この目的を達することも出來るが、 併し戰時の統制經濟にあつては、 この方策はむろん採るこ 吾國においても 價格を引 物資は寧ろ不足するのが常態であるから、むろん之に對して出來る限りの緩和策を講ぜねばたらぬが、

之に對しては國家補償をもつても如何ともすることは出來ない。

戦時經濟に於ては、

.、併し結局國民の生活

分であるから、

或種の商品には、之を適用して差支ないものもあるが、併し廣く一般の消費財に之を適用することは困難である。

するには、 切符制度についても、 各種の購買力吸收策または國民精神總動員によつて、間接の方策に訴へるより外ないと思はれる。 多くの論ずべき問題はあるが、こくでは之を詳論する餘裕はない。 廣く一般の消費を統制

雑微妙な機構を有するものか、また如何にその統制の困難なるものかに窺はれる。 以上に、 はるゝ如く、 對應して消費もまた統制せられたとしても、 らに物の偏在を來たして、これが物資不足の現象形態をとつてゐるものも決して少くない。或はまた現實の不足 て圓滑なる物の配給を期待することは出來ない。今日の物の不足の中には、 最後に、 不足の現象を呈せしめてゐるものが殆んど大部分である。之によつて見ても、 第三の物資對策としては、配給數量の統制政策が問題となる。 全體としての生産數量には何等の不足もなきに拘らず、 その中間に存する配給過程にして數量統制を発れたとすれば、 たゞ配給過程の圓滑を得ざるがために、 かりに物量の生産を確保せられ、之に 例へば米の不足に於て最も顯著に現 物の配給過程が如何 に彼

徒

當制は、 は卸商人における配給割営制は、すでに早くより謂はゆる統制物資の廣き範圍にわたつて實施されつゝある。 శ్ర ど今日における新たな問題は、 配給敷量の統制もまた最も徹底的には結局するところ敷量割當制の外にはないわけである。 現に吾國においても、 前述の消費割當制に比すれば、 一般の家庭消費に對しては、 之を更に擴張して、 遙かにその適用は容易であり、 物價統制の行はる「總ての商品、 未だ消費割當制は實施されてゐないに拘らず、 從つて適用範圍も遙かに廣いと考へられ ことに生活物資としての 而かもこの配給割 問屋また た 消

費財にも適用すべきか否かにある。 戦時物價對策の再出發

第四號

第五十条

Įΰ 六三

六二

第五十卷

今もし砂糖・マツチの如き家庭消費財に對して、切符制度による消費制當制を採つたとして、 配給組織に おい

る必要はない。 にはすでに物の にても配給しうるかの點にある。 て最も問題となる點は、個々の消費者を特定の小賣店に專屬せしむべきか、または消費者の自由に何れの小賣店 加ふるに自由制では、小賣店における物の偏在を來たして、切符はあつても物資はないといふ結 規格は統一せられ、 吾々は自由制よりも睾ろ専屬制を主張するものである。何となれば、この場合 價格は公定せられてゐる筈であるから、 自由制によつて小賣店を競争せしむ

果を招く危險が さらに卸賣店と問屋との間、 あるからである。 問屋と生産者との間にもまた、 すでに消費者と小賣店の間に專屬制を認める以上は、 同じ理由によつて專屬制を認めねばならぬ。 小賣店と卸賣店との間

て最初の生産から最後の消費に至るまで、 あつて、 これが恐らく最も理想的に考へられる物資の數量統制の行はる、場合であらう。 配給の全過程にわたる一貫したる統一的の割當制度が成立するわけで むろん總ての物資にわ

四 金融對策および財政對策 たつて、

かくの如き割當制の實施されうるわけではない。

從來の物價對策における他

の缺陷は、

財政

または金融の側よりする對策の全く缺如してゐた點にある。

來の通貨膨脹の顯著な今日においては、 るものであつたから、その當時においては當然のことではあつたが、 つは、 事變勃發當時の物價騰貴が、 貨幣または金融側の原因によるよりも、 ての方面を從來の如く閑却することは、全く誤**譯**であると言はねばなら 併しその後の情勢變化ことに昨年下半 等ろ主として物資の 側の原因によ

これ

期以 物價騰貴と消費節約(本誌前掲號. 66頁.)

策では、 **内閣全體の責任において、** 盾する政策を採つたことさへあつた。然るに財政または金融の側における諸對策は、主として大藏省の所管に屬 あるが、 するところから、 今一つの事情は、從來の物價對策は殆んど全く商工省の責任において遂行せられ、 それは姑らく別問題として、 到底その效果を十分ならしむることは出來ない。 本來の物價對策からは一應囘避されてゐたからである。併しながら斯くの如き不統一な物價對 所管の何省たるを問はず、 今日の情勢においては最早この方面を閑却しては物價對策は成立しない。 統一的な物價對策を强力に遂行せねばならず、それには財 そこで物價統制機構の改革問題が必然的に起るわけで 他の諸省は時には之と矛

H て、貨幣側より來る物價騰貴の原因を減殺するにある。 Ø さて金融側よりする物價對策としては、 如き戦時經濟ことに戰時財政の膨脹の甚だしき場合に、 何としもこの通貨膨脹の勢ひを阻止し、 一言にせばデフレイシオン政策の遂行に外ならぬが、 デフレイシオン政策を效果的に遂行することは、 或は積極的に之を收縮せしめ

實 4 政または

|金融側の對策を囘避することは出來ない。

際においては容易の業ではないと思はれる。何となれば平時または自由經濟の場合に行はるゝ通貨收縮政策は、

第一に、 中央銀行の金利または割引歩合を引上げることによつて、通貨の收縮を齎らさんとする金利政策は、 金

今日では殆んど實行され得ない

からである。

利を一 平時の自由經濟においては屢々採られる政策であるが、 値下りを來たしては、公债消化は期待され得ないからである。 般的に引上げることは絕對に許され得ない。 一般金利を引上げては公債價格の値下りとなり、 莫大な公債消化の必要を控へてゐる戰時においては、 むろん別に論ずる如く、 國民一般に對する購買力 公債價格の

戰時物價對策の再出發

第四號

四六五

存し、一般に民間銀行の集中による大銀行の出現する場合には、 層する。 あらう。 吸収策の一つとして、 併しながら金利政策によつてその國の金融を調節する政策の效果は、 併し一般金利水準を今日以上に引上げることは、 特殊の金利たとへば郵便貯金または貯蓄預金の如き金利を或程度に引上げることは 公債利子を引上げざる以上は、 金利政策の效果は平時においても著しく減殺さ 中央銀行の金融統制 絕對に不可 力の如 能 のことに 何に依 必要で

れる傾向にある。

規公債を一たん日本銀行が引受けておいて、之を市中銀行に賣出すのであるから、 は、それだけ通貨收縮作用を齎らすことは勿論である。併しながら今日の公債賣出し政策は續々と發行される新 おいても盛んに行はれつくある。 第一に、 金利の引上げによるデフレイシオン政策が不可能とすれば、 中央銀行が所有公债を賣出して、 金融界に過剰の資金を吸ひ上げて ゆくこと 之に代つて公債賣用し政策が旣 何ら積極的 に従來の增發され に否國に

あつて、 イシオン政策の方策として有效なるものではない。 てゐる通貨を收縮させる作用を有しない。從つて公債續發の必要な戰時經濟においては、 わけであるが、併し如何なる方策を講じたとしても、多くはたど消極的に通貨膨脹の勢ひを阻止しうれば精 今日の如き場合に、 積極的に著しく之を收縮せしむることは所詮は困難である。 積極的に通貨を收縮せしめて物價を抑制しうるためには、 また荷も戰時體制をつどける以上は 何らか新たな方策を必要とする 此の方法もまたデフレ 所詮 々で

貨膨脹は已むを得ないとしても、之をして物質騰貴を如何なる程度に起さしめるかといふ點とにある。 は或程度の通貨膨脹も已むを得ない。 たゞ問題は之を如何なる程度に止めうるかといふ點と、 たとひ或程度の通 平時の

自

る。 得ないとしても、 **增産も著しく進んでゐるから、** 通貨は約三倍に膨脹してゐるが、 由經濟にあつては通貨膨脹すなはち物價騰貴と考へられてゐたが、 何れにせよ從來は物價が先行して通貨は之に追隨する傾向つよく、 之と物價騰貴を切り離さしめんとする所に問題の重點がある。今日はすでに事變前に比べて、 その程度が通貨膨脹の程度と大差なければ、 物價は姑らく闍相揚を別にすれば、 戦時の統制經濟においては通貨膨脹は已むを 約一倍半の騰貴に過ぎない。 その限りでは金融對策の重要性も少 物價騰貴は起らずして行ける筈であ むろん物資の

引または闇相場は、 阇 取引の横行に伴ふ現金取引の増加も、 その根本の原因に遡つて之が芟除を考へねばならぬが、 確かに最近における通貨膨脹の一 併し通貨膨脹の側より見れば、 原因ではある。 別に論ずる如く闇 それ

最近の如く通貨膨脹の先行傾向が現はれては、もはや金融對策を無視するわけには行かない

が、

の通貨膨脹は、 別にすれば、 はたゞ信用取引が現金取引に代り、 農産物の價格騰貴によるものと考へられる。それ故にこの勢を阻止するためには、 そのために特に通貨膨脹を刺激して、そこから物價騰貴を促進したとは考へられない。むしろ最近 國民一般ことに地方農村の所得增加に負ふもの であり、 從つて預金通貨が現金通貨に代つただけであつて、 それは主として勢賃その他の所得增 何としても國民一般の有 闇相場の騰貴した部分を

加

する。 の通貨膨脹を阻止し物價騰貴を抑制するために考案されたるものであるが、その詳論は他の機會にゆづることゝ する購買力をあらゆる方法によつて吸收する方策を考へねばならぬ。 吾々の主張する購買力吸收案は、 即ち今日

次に日本銀行の保證準備を擴張することは、ます!~通貨を膨脹せしめ物價を騰貴せしむるものであるから、 職時物價對策の再出發

四六七 第四號

第五十卷

第五十卷

四六八

之は絕對に認むべきものではない。 に現はすは好ましくないといふ一點に盡きるが、併し今日の如き異常時において、異常專態の現はれるは寧ろ當 擴張論者の根據とする所は、 限外發行の繼續といふが如き異常事態を數字上

然であつて、 限外發行が繼續してこそ、初めて當局も國民も通貨收縮に對する努力を惜しまぬわけであるが、 職時膨脹に屬する部分は、常に限外發行として繼續せしめて紫支ないものである。 異常信號として 反對に、 通貨

脹を促がさずには措かない。 の膨脹するに從つて保證準備を擴張して行つては、 なるほど株式會社としての日本銀行の利益からすれば、 常にその膨脹を平常化することゝなつて、 恐らく保證準備の擴張を有 それがまた次の

併しながら今日の日本銀行は最早その株式會社の立場を離れて、

國家機關の立場において、

利とするであらう。

戦時金融の運營上に重大な使命を有つてゐるから、差當つては如何にして此の通貨膨脹と物價騰貴を防止しうる かにつき、 物價騰貴を刺激するが如き措置を採ることは、嚴重に警戒せねばならぬことであると思ふ 積極的に出來うる限りの機能を果さねばならぬ時である。 この時に當つて、 却つて通貨膨脹を容易に

て二つの方面にある。 最後に、 財政對策については事門學者の研究に讓らねばならねが、 第一に、全體としての豫算總額に對しては、出來うる限りの緊縮を加ふることによつて、 物價對策としての財政上の問題は、 主とし 衂

今日の如き場合に、不愈豫算の含まる「筈はないと思はれるに拘らず、

なほ

之

家購買力の縮減を圖らねばならぬ。

を徹底的に整理し縮減することが、 嚴密に檢討を加ふるならば、恐らく便乘豫算と稱しうるものが、 通貨および物價對策より見たる財政に對する第一の要請である。 相當多額に潜在するではないかと思はれる。 第一に 個

)豫算における謂はゆる單價切下げは、 個々の商品の價格に對する關係において、 物價對策とは直接に關聯

支出に對して、 に検討を加ふるならば、 て來る。むろん今日の政府買上げ單價が、一般に著しく切下げうる程度にあるとは思はれないが、 當面の通貨膨脹と物價騰貴の上より見て、何よりも重要なることである。 今一段と嚴肅なる態度をもつて臨むことは、たゞに國家財政に對して忠なる所以であるのみなら その餘地全くなしとは考へられない、何れにせよ一ケ年百五十億圓の巨額を超ゆる政 併しなほ嚴密

五 公定價格制の再檢討

また最近ほとんど行詰りに逢蒼して、昨年九月十八日の價格停止令の發布以來は、 他方に闇和揚・闇取引の穢行を見ることゝなつて、この制度もまた全く失敗したわけではなく、また全く停止せ 戦時物價對策の著しき特徴の一つとして、吾國でもすでに早くから公定價格制を實施し來つたが、 殆んど新たな進展を示さず、 と の |制度も

これは吾々の最初より強く主張し來れる所であるが、 しむる必要もないが、 第一に、公定價格制は之と同時に規格制限制を伴ふでなければ、 こゝで何らかの轉換を考へねばならぬことゝなつた。 何故か政府は今日までまだ之を躊躇してゐる。 到底その效果を十分にすることは出來ない。 たとひ如

價格制も全く無效に終る危險がある。 多く現はれるに至つては、 その效果は存績するけれども、 に千萬の公定價格を定めたとしても、之を発がれるために、後から後へと新規の商品を作り出しては折角の公定 公定制の選滯性に比例して、その效果は著しく減殺されて來る。それ故に何 次第に時日の經過すると共に、 殊に最初の間は、 すでに生産されたる公定價格品の市場に存在する限 新たな公定品は生産されず、 新規格の非公定品 よりも

- 中重な 一八 ととかはおりにはは、マルイか、(「む かははほう、からち かっしょうて

第五十卷

四六九

第四號

六七

第五十卷

づ規格制限制を急速に實施することが、今日の公定價格制を生かす所以である。

即ち生産・配給・消費の各過程より見て、 規格制限制にもまた種々の方法がある。最も徹底的には、標準規格を選定して、それ以外の規格を禁止する。 最も理想的なる商品規格を選定し、 この規格以外の商品は、 一切その生

れには相當期間の猶豫が必要であり、直ちに之を實施するわけには行かない。 第二の方法すなはち同一 規格 の認

牽または販賣を禁止するの方法である。戰時においては結局はこの方法を採らねばならぬものであるが、

併しそ

合がある。之によつて新規の商品は禁止されず、生産者の創意は封じられないが、併し公定價格を発れんがため 接近せるものを以つて、すべて同一規格と認定し、同一の公定價格を付するものである。商品規格の相違は必ず 定制にあつては、 しも生産費の相違を來たすとは限らず、またたとひ多少の相違はあつても、 必ずしも新規商品の生産・販賣を禁止するものではないが、旣存または新規の規格のうち互に 之を同一價格と看做して差支ない場

たは單純化することは出來ないが、たゞ公定價格を発れんがための規格はすべて禁止される。從つて個人の創意 の公定價格を定めると同時に、それ以外の新規の規格をすべて禁止する方法である。之によつて規格を合理化 0 無意味な創意は全く禁止される。第三に、最も實行の容易なる方法は、 從來の規格は一應すべて之を認め、

る が**、** 規格制限の三方法のうち何れを採るべきかは、 併し何 れの方法たるを問はず、 規格制限を併行せしむるでなければ、 その時期によりその商品により、 公定價格制の有效なる遂行は、 適當に處置すべき問題で 殆ん はあ

や努力を奨勵することは出來ない。

ど困難であることは、 今日では事實によつて實證されて來た。 この事實を率直に認めて、 急速に之が實施に努め

前掲書 73頁

ることが、 公定價格制の再出發における第一の問題である。

は、 技術的に不可能ではない 數萬種に上るであらうが、 之を如何ともすることは出來ない。 公定價格制はまた技術的にも困難に遭遇した。 カ**・** なほ全商品の一小部分に過ぎない。 加ふるに前述の如く新規の商品が、 この點を如何に解決すべきかは再出發における重要な問題である。 すでに今日までに公定されたる商品だけでも、 これを大多數の商品にまで及ぼすことは、 後から後へと殆んど無限に出現して來る狀態で 恐らく

ては、 柄別の米價は事務的に定まるが如きこれである。從來の如く數百千の銘柄別價格を、 するが如きは、 付寳買の方法をこゝに利用せんとするものであつて、標準品と個々の銘柄との格差は、 品の種類は著しく減ずると共に、 之に對しては、 または各種の組合をして之を規定せしめて認可すれば足りる。例へば米價を四十三圓と決定すれば、 その標準的 從來の如き個別的方法を全く改革して、標準的方法を採用する外にはないと考へる。 會議を全く形式的にして無力化するのみならず、之を更に擴張・强化するが如きは殆んど不可能 前述の規格制限制ととに標準規格制を斷行することも、 なる規格または銘柄の價格のみを公表し、 新規の商品は出現しないからである。併しながら更に根本的な一般的方法とし その他は之に準ぜしむるの方法である。謂 一つの救濟方法である。之によつて商 極めて事務的に決定しう 々中央物質委員會に附議 即ち各種の商品につ はゆる格

損失を招いて減産したからではなく、 第三に、 公定價格制が物資不足を招來してゐるとすれば、それは最初に論ずる如く、 商品規格を制限しないためか、 または一部の商品に限つて公定價格を定め 低物價のために生産者が

と言はざるを得ない。

第五十卷 pū Ŀ

戰時物價對策の再出發

六九

第四號

た

いらである。

格制そのものより來る弊害ではなく、その方法を誤つたために惹きおこした結果である。それ故に將來の公定價 不足の現象を呈せしむることゝなつてゐる。これは物資不足といふよりは寧ろ公定品の不足といふべく、公定價 價格は、同じ種類の中でも最も標準的な大量性の商品について定められるから、かくの如き商品は次第に市場か なる利益を得られるから、そこで公定品の減産となり不足となつたわけである。ことに最初に公定せらる~商品 ら減少し、 これまで需要の少なかつた非公定品の生産または供給が増加すること、なる。 即ち價格の一定した公定品を生産するよりは、新規格の商品を生産して之を発れる方が、より大 このことが著しく物資

て之に準ぜしめるか、 進んで積極的に之を利用するならば、公定價格制を利用して、 何らかによつて公定品の不足と非公定品の過剰といふ現象を防止せねばならぬ。 必要なる物資を多くし不必要なる物資を少くす

前述の如く何等かの方法による規格制限を行ふか、或は標準商品に之を定めて、他の商品はすべ

格においては、

ることも出來る。 即ち標準的な大量需要のあるものは、 比較的に公定價格を高くし、然らざる商品すなはち戦時 公定價格を比較的に安ぐ定めるならば、

經濟上より見て之が生産および消費をなるべく減少せしめたき商品は、 前者を豐富にし後者を制限することが出來るであらう。

しめることと ことは従來と相違はない。 は解消して物價形成委員會となつたが、その下に專門委員會をおいて、實質的にはてゝで公定價格の決定を見る 第四に、 公定價格を實質的に決定する專門委員會の構成につき、 せば、 標準價格の決定だけは物價形成委員會の問題となり、 前述の如く公定價格の決定を標準銘柄についてのみ定め、 再檢討を加ふる必要がある。 他の銘柄の格差は専門委員と事務當局 他の銘柄はすべて之に準ぜ 中央物質委員會

のみにて決定して差支ない。

それも重要商品に限り、

重要ならざる商品については、

格差の決定は當業者團體に

おいて申請したるものを認可すれば足りる。問題はそれよりも寧ろ專門委員會の構成にある。

缺陷は、 その商品の生産過程に適應する公定價格を定めること能はず、その結果は市場における商品の過不足を招くこと Ø 小賣過程を代表するものが比較的に少い。また生産者ことに消費者を代表するものも比較的に少い。消費者代表 「必要は、一般消費財についてもさうであるが、殊に原料材料について然りである。生産者代表を缺く場合に 公定價格の決定における專門委員會の實務は、新機構においても極めて重大である。從來の專門委員會における その構成が主として中間の配給過程を代表するもの卽ち問屋・邱商の地位にあるものが比較的に多く、

代表するものではなく、全く個人の資格において、其の專門的の智甕を國家のために致すものでなければならぬ。 各段階の配給者を加へて、三種の代表的委員を均等に參加せしむべきである。むろん各委員は決してその業界を 無くなり、その不足を來たすは當然である。 戰時物價對策の再出發に當つては、以上の外にも尙ほ再檢討を要する問題は少くない。例へば物價統制に關す 例へば鐵の薄板も厚板も、一噸の公定價格を同一に定めた結果は、生産費のかくる薄板を生産するものは 無を統一し、ことにその民間組織を整備して、 それ故に將來の專門委員會においては、當該商品の生産者と消費者に 物價對策の機構を改革強化せねばならぬ。之については

7

日滿支を通ずる綜合的な物價對策を實施するでなければ效果的でない。吾國ばかりが如何に低物價策を强化して

の論文に詳論したから、こゝでは省略する。また今日の段階においては、

吾國のみの對策を以つては足らず、

る官廰組

物資不足を招 ついては、 圓ブ ロツク地域が之を放置しては、例へばマツチ飢饉に見られた如く、 なほ論ずべき多くの問題を残してゐるが、こゝでは紙面の都合上すべてを割愛せねばならぬ。 來するからである。 最後に闇相揚闇取引をその根源に遡つて根絶せしめねばならぬ。 園ブロツク輸出を促進して、 是等の諸

(二五・三・二〇)

戦時物質對策の再出發

Д 七三

-6